

議案第 9 4 号

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年調布市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項各号列記以外の部分中「100分の455」を「100分の465」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年11月30日を基準日とする期末手当から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 この条例による改正前の調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（差額の支給）

- 4 令和5年11月30日を基準日とする期末手当として改正後の条例第9条の規定により算定される額から改正前の条例第9条の規定により算定される額を減じて得た額の支給に係る改正後の条例第9条第4項の規定の適

用については，同項中「30」とあるのは，「60」とする。